

加古川市立公民館の使用料の減免取扱要綱

令和元年11月1日

教育指導部長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、条例又は規則で定めるものを除くほか、加古川市立公民館（以下「公民館」という。）の使用料の減免の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(市が主催する事業)

第2条 公民館を市が主催する事業のために使用するときとは、次に掲げる事業等を実施するために公民館を使用する場合とする。

(1) 市が主催する事業

(2) 市が委託した事業

(3) 市が負担金等を支出し、他の地方公共団体等と構成する団体が実施する事業

(4) 市が事務局を担う実行委員会（市長又は教育長が会長であるものに限る。）が実施する事業

(市が共催する事業)

第3条 公民館を市が共催する事業のために使用するときとは、加古川市後援及び共催の承諾に関する要綱（平成30年4月1日市長決定）又は加古川市教育委員会の後援等の承諾に関する内規（平成28年11月16日教育長決定）に基づき共催する事業を実施するために公民館を使用する場合とする。

(公共的団体が公益のために使用するとき)

第4条 公民館を公共的団体が公益のために使用するときとは、次に掲げる団体が、福祉、社会教育、教育、保育その他の不特定多数の者の利益を目的とした活動（公民館の設置目的に応じた活動に限る。）のために公民館を使用する場合とする。ただし、別表に規定する団体が同表に規定する活動に使用するときを除く。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（以下「学校」という。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所及び同法第24条第2項に

規定する家庭的保育事業等を行う事業所

- (2) 市内の町内会、PTA、少年団、老人会、婦人会、自主防災組織、民生児童委員協議会その他これらに類する団体
- (3) 社会福祉法人加古川市社会福祉協議会、加古川市民生児童委員連合会、加古川保護区保護司会、加古地区更生保護女性会、加古川市シニアクラブ連合会、加古川市障がい者団体連絡会、加古川市視覚障害者福祉協会、加古川市身体障害者福祉協会、加古川市手をつなぐ育成会、加古川中途失聴・難聴者協会、加古川ろうあ協会、加古川市肢体不自由児（者）父母の会、加古川市障害者施設連絡会その他これらに類する団体
- (4) 公益社団法人加古川市シルバー人材センター、市内の営農組合、土地改良区その他これらに類する団体
- (5) 加古川市スポーツネットワーク委員会、加古川市スポーツ協会（加盟団体を含む。）、加古川市スポーツ推進委員会、NPO法人加古川総合スポーツクラブ、加古川市文化連盟（加盟団体を含む。）、加古川市中学校体育連盟、兵庫県高等学校体育連盟その他これらに類する団体
- (6) 公益財団法人加古川市国際交流協会、一般財団法人加古川市ウェルネス協会、公益財団法人加古川市食肉公社、公益財団法人東播臨海救急医療協会、公益財団法人加古川総合保健センター、地方独立行政法人加古川市民病院機構、加古川市土地開発公社

（公民館の特性に応じた減免基準）

第5条 加古川市立公民館の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和63年12月22日教育委員会規則第7号）第8条第5号に定める教育委員会が特に必要と認めるとき及び教育委員会が定める額は、別表のとおりとする。ただし、同表により難い特別の事由があると教育委員会が認めるときは、この限りでない。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の使用に係る使用料の減免について適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の別表の規定は、令和8年8月1日以後の使用に係る使用料の減免について適用する。

別表（第5条関係）

教育委員会が特に必要と認めるとき	教育委員会が定める額
<p>(1) 各公民館が所在する基幹的住区で活動する次の団体が地域活動に使用するとき</p> <ul style="list-style-type: none">ア 町内会又は自治会イ P T Aウ 少年団エ 老人会オ 婦人会カ 民生児童委員協議会キ 公民館登録団体協議会ク 公民館登録団体のうちボランティアセンター登録団体ケ 高齢者大学O B会 <p>(2) 各公民館が所在する基幹的住区で活動する次の者がその職務のために使用するとき</p> <ul style="list-style-type: none">ア 民生児童委員イ 保護司ウ 少年補導員 <p>(3) かこ☆くら活動ガイドライン（令和7年7月15日市長決定。以下「ガイドライン」という。）に基づき登録された団体（以下「地域クラブ」という。）のうち、ガイドラインに定める登録Ⅰの区分に該当する団体（以下「登録Ⅰの団体」という。）が地域クラブ活動（ガイドラインに定める地域クラブ活動をいう。以下同じ。）に使用するとき。</p>	当該使用料の全額
<p>(1) 加古川市立公民館における地域活動支援団体の認定に関する要綱に基づき認定された団体が使用するとき</p> <p>(2) 地域クラブのうち、ガイドラインに定める登録Ⅱの区分に該当する団体（以下「登録Ⅱの団</p>	当該使用料の10分の5に相当する額

体」という。)が地域クラブ活動に使用するとき。	
-------------------------	--